

公益社団法人 京都市獣医師会 役員報酬等規程

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条、第105条（第197条において準用する第89条、同第105条）及び第196条並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号及び定款第26条の規定に基づき、公益社団法人京都市獣医師会の理事、外部理事及び外部監事（以下「役員」という。）の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

（報酬の種類及び通勤手当）

第2条 役員の報酬は、事務局に常勤する役員（以下「常勤役員」という。）にあっては本給及び特別手当とし、常勤役員以外の役員（以下「非常勤役員」という。）にあっては非常勤役員手当とする。

2 前項に定める報酬のほか、常勤役員には、通勤手当を支給することができる。

（報酬の支払方法）

第3条 役員の報酬は、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

（報酬の支給日）

第4条 常勤役員の報酬（特別手当を除く。）は、その月の月額的全額を毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、その前日に支給する。

2 非常勤役員の報酬は、一会計年を2期に分け、上期及び下期の最終月中に6月分を支給する。

（報酬の決定基準）

第5条 常勤理事の報酬は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表1（常勤役員の報酬月額）に基づき、その職務、資格等を勘案して理事会で決定する。

2 常勤外部監事の報酬は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表1（常勤役員の報酬月額）に基づき、外部監事の協議によって決定する。

3 非常勤理事の報酬は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表2（非常勤役員の報酬月額）に基づき、その職務、資格等を勘案して理事会で決定する。

- 4 非常勤外部理事の報酬は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表2（非常勤役員の報酬月額）に基づき、その職務、資格等を勘案して理事会で決定する。
- 5 非常勤外部監事の報酬は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表2（非常勤役員の報酬月額）に基づき、外部監事の協議によって決定する。

（通勤手当）

第6条 通勤手当は、職員給与規程に規定する額とする。

- 2 前項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規程の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

（特別手当）

第7条 特別手当は、6月及び12月のそれぞれ初日（基準日）に在職する常勤役員に支給することができ、支給日はその月の報酬の支給日とする。

- 2 特別手当の額は、6月及び12月それぞれについて当該役員の報酬月額の1月分を限度として、常勤理事にあつては理事会で、常勤外部監事にあつては外部監事の協議によって決定する。

（退職手当の支給）

第8条 退職手当は、常勤役員が退職した場合に、総会の決議により、この規程に基づき、その全額を通貨で、その者（死亡によって退職した場合は、その遺族）に支給する。ただし、非常勤役員に対して、退職手当は支給しない。

- 2 退職手当は、法令に基づき控除すべき金額がある場合には、支払うべき退職手当の金額からその金額を控除して支給する。
- 3 退職手当は、常勤役員が退職した日から起算して2月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りではない。

（退職手当の支給制限）

第9条 退職手当は、常勤役員が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第70条第1項（第176条第1項）及び定款第25条の規定により解任された場合には、支給しない。

- 2 常勤役員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したときは、退職手当は支給しない。ただし、判決によって禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。

- 3 前項の規定は、退職した常勤役員に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間（その退職手当の支給の基礎となる期間をいう。）中の行為に係る刑事事件に関し起訴されたときについて準用する。

（退職手当の返納）

第10条 退職した常勤役員に対し退職手当を支給した後において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、会長は、その支給をした退職手当の全部又は一部を返納させることができる。

（退職手当の算定基準）

第11条 退職手当の額は、常勤役員の在職期間の月数を12で除したものに、退職した日におけるその者の本給月額を乗じて得た金額とする。

- 2 前項の規定による退職手当の額は、その職務実績に応じ、総会に諮ることにより5割を限度としてこれを増額し、又は減額することができる。

（退職手当支給に関する在職期間の計算）

第12条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、就任の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）が生じたときは、これを1月と計算するものとする。

- 2 役職別期間の合計月数が、前項の規定により計算した在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から同様に1月を減ずるものとする。

（遺族の範囲及び支給順位）

第13条 役員が死亡したときは、退職手当は、役員の死亡当事その者と生計をともにしていた遺族に支給する。

- 2 前項の遺族の範囲及び支給順位は、公益社団法人京都市獣医師会職員退職手当支給規程に準ずるものとする。

（補則）

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益社団法人京都市獣医師会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

2 令和2年6月7日 一部改正

- 3 令和7年6月8日 一部改正
- 4 令和8年6月7日 一部改正

別表 1 （常勤役員の報酬月額）

（単位：円）

号	報酬月額	号	報酬月額
第 1 号	200, 000	第 7 号	275, 000
第 2 号	210, 000	第 8 号	300, 000
第 3 号	220, 000	第 9 号	350, 000
第 4 号	230, 000	第10号	400, 000
第 5 号	240, 000	第11号	500, 000
第 6 号	250, 000	第12号	600, 000

別表 2 （非常勤役員の報酬月額）

（単位：円）

号	報酬月額	号	報酬月額
第 1 号	10, 000	第 9 号	50, 000
第 2 号	15, 000	第10号	100, 000
第 3 号	20, 000	第11号	150, 000
第 4 号	25, 000	第12号	200, 000
第 5 号	30, 000	第13号	250, 000
第 6 号	35, 000	第14号	300, 000
第 7 号	40, 000	第15号	400, 000
第 8 号	45, 000	第16号	500, 000